

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

完了

## 目次

担当課（室）

### 【告示】

- 物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領の一部改正
- 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領の一部改正  
（以上県例規集登載）
- 保安林の指定
- 保安林の指定の解除
- 保安林の解除予定
- 道路の区域変更
- 道路の供用開始
- 構造計算適合性判定を委任した指定構造計算適合性判定機関からの変更の届出

### 【公告】

- 特定非営利活動法人の設立認証の申請
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
- 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

用度課

〃

治山課

〃

〃

道路整備課

〃

建築指導課

県民生活交通課

〃

建築指導課

〃

◎岡山県告示第九号

物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成十九年岡山県告示第三百六号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

第三条第二号中「都道府県税」を「岡山県税」に改める。

第四条第一項第二号中「以下」を「次号において」に、「。ただし、岡山県に納税の義務がない者にあつては本店又は主たる事務所の所在地の都道府県知事が発行した都道府県税の納税証明書」を「（県に納税の義務がある者に限る。）」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第十号

岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成十九年岡山県告示第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

第四条第二号中「都道府県税」を「岡山県税」に改める。

第五条第一項中「（以下）」を「（次条及び第八条第一項において）」に改め、同項第二号中「以下」を「次号において」に、「。ただし、岡山県に納税の義務がない者にあつては本店又は主たる事務所の所在地の都道府県知事が発行した都道府県税の納税証明書」を「（県に納税の義務がある者に限る。）」に改め、同項第五号中「二事業年度」を「事業年度」に、「決算」を「決算（次条第二号及び第三号において「直前決算」という。）」に改める。

第六条第一号中「二事業年度」を「事業年度」に改め、同条第二号中「申請時の直前の事業年度の決算（以下「」及び「という。）」を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成二十八年一月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林の所在場所

総社市小寺字西ノ奥一五五二の一九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び総社市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十八年一月十二日

岡山県知事 伊原 隆 太

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
玉野市和田四丁目八二〇の四
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

◎岡山県告示第十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成二十八年一月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

倉敷市児島稗田町字熊ノ道東二六六二の一八から二六六二の二一まで

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

指定理由の消滅

# 平成28年1月12日 岡山県公報 第11751号

◎岡山県告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 長屋賀陽線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
新見市土橋字楨ヶ峠一四九〇番二地先から	新見市土橋字狩山一四三六番三地先まで	旧	八・〇〇 一七・〇	六〇・〇
新見市土橋字楨ヶ峠一四九〇番二地先から	新見市土橋字狩山一四三六番三地先まで	新	一〇・〇〇 一六・〇	六〇・〇
新見市土橋字楨ヶ峠一四九〇番二地先から	新見市土橋字狩山一四三六番三地先まで	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 安井津山線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

久米郡美咲町宮山字赤塚一一番五地先 から 津山市中原字瓶割二二二〇番三地先まで	久米郡美咲町宮山字赤塚一一番五地先 から 津山市中原字瓶割二二二〇番三地先まで
旧	新
四・五 二六・〇	八・五 四二・〇
一一二七・〇	一一二七・〇



# 平成28年1月12日 岡山県公報 第11751号

## ◎岡山県告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	長屋賀陽線	新見市土橋字榎ヶ峠一四九〇番二地先から 新見市土橋字狩山一四三六番三地先まで	平成二十八年一月十二日

◎岡山県告示第十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により、構造計算適合性判定を委任した指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

平成二十八年一月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定構造計算適合性判定機関の名称  
株式会社グッド・アイズ建築検査機構

二 変更の内容

構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更  
構造判定室横浜事務所

新…神奈川県横浜市中区尾上町四丁目五七番地

旧…神奈川県横浜市中区尾上町四番五七号

三 変更の年月日

平成二十七年十二月二十五日

〔九〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があつた。

平成二十八年一月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成二十七年十二月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人まちづくり夢百笑

三 代表者の氏名

歳森 正一

四 主たる事務所の所在地

赤磐市仁堀中一六八四―一

五 定款に記載された目的

この法人は、仁美地区を中心とした吉井地域の高齢買い物困窮者の買い物機能を確保・維持し、高齢者福祉に寄与すること、及び、農家所得の向上と地域農業の活性化を促進し、地域住民へ新鮮で安心・安全な農産物と加工品の安定供給を行い、地域の農業振興に寄与することを目的とする。

〔一〇〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

平成二十八年一月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成二十七年十二月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人すみれ会

三 代表者の氏名

大下 俊則

四 主たる事務所の所在地

笠岡市笠岡二六二七番地

五 定款に記載された目的

この法人は、精神保健福祉の普及啓発による理解の促進、授産事業による精神障害者の社会復帰の推進を図り、精神障害者の保健福祉の増進に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類

〔二一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による  
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年一月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津山市大田字東奥田四五二一六、四五二一七、四五二一九、四五二一〇、下横野  
字西尾二二六九一六、字六ツ塚二二七〇一五、二二七〇一六

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

津山市志戸部六六二一四

医療法人小畑内科医院

理事長 小畑 尚宏

三 許可番号

岡山県指令建指第二三二二号

〔一二〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

平成二十八年一月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津山市大田字東奥田四五二一六、四五二一七、四五二一九、四五二一〇、下横野字西尾二二六九一六、字六ツ塚二二七〇一五、二二七〇一六

二 公共施設の種類

防火水槽

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

津山市志戸部六六二一四

医療法人小畑内科医院

理事長 小畑 尚宏

五 許可番号

岡山県指令建指第二三二二号